

平成18年（ワ）第8280号 霊壘簿からの氏名抹消等請求事件  
2007年（平成19年）2月13日 午前10時30分

## 原告第6準備書面

（叔父美胤の合祀によって原告釋氏が被っている精神的苦痛）

2007年2月7日

## 記

### 1 原告釋氏と戦没者の関係

原告釋氏政昭（以下、原告釋氏という）の叔父である亡釋氏美胤（以下、叔父美胤という）は、1922（大正11）年2月5日に寺の四男として生まれた。原告釋氏の父である亡釋氏信英が長兄に当たり、代々続く香川県高松市中心部の真宗大谷派福善寺の住職を継いだ。四男である叔父美胤も、将来真宗大谷派のいずれかの寺の住職となることが定められていた（甲B2号証・改製原戸籍謄本）。

### 2 叔父美胤の戦死

原告釋氏が叔母から聞かされているところでは、叔父美胤は、学生時代から成績もよく、香川県立高松第一中学校（現在の高松第一高等学校）を卒業後、大阪で電気関係の専門学校へ通っていたという。その後、1943（昭和18）年1月10日に徴兵され、丸亀連隊に二等兵として入営した。

同年7月には幹部候補生となり、満州国牡丹江省愛河満州573部隊に配属されたが、その後東京の陸軍機甲整備学校幹候隊に在籍し、1944（昭和19）年9月30日には宇品発マニラ行きのパシフィック丸に乗船していた。

パシフィック丸は、途中、高雄、サンタクルーズに寄港し、マニラに向かっていたが、同月31日10時40分、コレヒドール沖で米潜水艦の魚雷を右舷と船尾に受け、10時50分、沈没した。

同じ船に乗っていた他の256名は僚船に救われたが、叔父美胤は本船とともに沈没したようである。同人は見習士官であったが、死亡後は少尉に昇進した。

叔父美胤は、1957年（昭和32年）10月17日、被告靖國神社に合祀された。

### 3 叔父美胤にまつわる記憶

原告釋氏は、1943（昭和18）年3月5日生まれである。したがって、生まれたときには既に叔父美胤は徴兵されており、同人が甥の政昭を見たことはないと思われる。また、原告釋氏の方も、叔父の顔を記憶していない。上記の叔父美胤の軍歴は、原告釋氏が叔母を介して香川県に個人情報開示請求をすることにより得られた資料（甲B4の1～7号証、甲B5号証）により知ることができたものである。

しかし、原告釋氏は幼時から、庫裡の仏壇に叔父の軍服姿の写真が飾られているのを見ていた（甲B3号証・写真）。内陣（本堂）には軍服姿の写真は飾らない。殺生を嫌う仏教の教えになじまないからである。しかし、庫裡にはこの軍服姿の写真が飾られており、物心ついたときから原告釋氏の意識の中にあっただ。原告釋氏は、この写真とともに、実父（叔父美胤の長兄）である亡信英が事あるごとに言っていた言葉を鮮明に覚えており、それが叔父美胤の記憶そのものになっている。

亡信英は、自らの人生とダブらせながら、よくこう語った。

「美胤が生きていたら。美胤は、結婚することもなく、兄弟の中で一番優秀だった。それが、23歳の若さで殺され、私のような者が生き残った。戦争がなければ僧職に就き、人を拝み尊ぶ一生を過ごせたのに、こともあろうに人殺しをして

誉められる人生を過ごさなければならなかったとは、哀れでならない。子どももないので、お前が遺族として、叔父のことを思い起こしてやってくれ。」

原告釋氏は、弟を亡くした兄の無念さを何度も祈るように息子に語る父の姿から、戦争というものがどれほど多くの人の心の傷となって、今なお癒されずに疼いているのかを思い知らされた。また、福善寺住職を継いだ原告釋氏が、独身で逝った叔父美胤のために、遺族として同人を偲ぶ役割を負うことを改めて認識させられた。

原告釋氏にとって、「偲ぶ」とは、その人を思い起こすことである。叔父美胤がこんなに若くして死に至らされた無念さや悔しさを思い測り、なぜそうってしまったのか、このような「犬死に」をこれ以後は無くしていくにはどうしたらよいか、考え続けることである。

#### 4 戦没者遺族の悲しみに接し、改めて靖國神社に疑念

原告釋氏は、福善寺住職として、今から三十年前の1976（昭和51）年頃、戦没者の三十三回忌法要が続いたときのことを鮮明に覚えている。

当時はまだ戦没者の親が健在であり、仏壇のそばには軍服を着たうら若い兵士の写真や肖像画が飾られていた。そして、年老いた親たちは、若くして戦場に送られ、戦闘や病に倒れ、あるいは又餓死していった我が子の無念さを想い、今なお亡き子の歳を数えつつ、昨日のことのようになり言を言った。そして、「今は戦死した子のおかげで年金をもらい、子どもの命の引換で呑気に生きているのがすまない。苦勞してでも生きていてほしかった」と、涙を流していた（甲B1号証・釋氏陳述書5項、なお甲本1号証・靖國の戦後史240～241頁にも、原告釋氏のこの体験の聞き取りが記録されている）。

子が被告靖國神社に祀られ、祖国の神と崇められ、英霊となっているのであれば、遺族は誇りに思うはずである。そういう考え方を心底から受け入れているのであれば、泣くことはないはずである。しかし、実際には、目の前の遺族は無念の涙を流している。当時既に、原告釋氏は、「靖國国家護持法案」に反対する運動に関わる中で、被告靖國神社の教義や合祀を中心とする宗教活動について問題意識を持って学びを始めていたが、実際に遺族の思いに触れて、一層、深い疑問を抱くようになった。

#### 5 愛媛玉串料違憲訴訟及び小泉首相靖國参拝違憲四国訴訟に関わって

その後、原告釋氏は、松山の真宗大谷派専念寺の住職が訴訟団長となって1982（昭和57）年に提起した愛媛玉串料違憲訴訟に支援者として関わった。同訴訟は15年間の闘いの後、最高裁判所大法廷から画期的な違憲判決を引き出した。

次いで、原告釋氏は、「総理大臣である小泉純一郎」が2001（平成13）年から8月から靖國神社参拝を繰り返した際には、小泉首相靖國参拝違憲四国訴訟の原告団長になって活動した。

原告釋氏にとってこれらの訴訟活動は、被告靖國神社が戦没者を「国家のために命を捧げた殉難者」としてきたことに抗して、彼らが国家の戦争政策に利用された被害者であると同時に、罪もない人々を死の恐怖に追いやった加害者でもあった実態を伝え、その認識を広めようとするものであった。

## 6 合祀取消要望を拒否された苦痛

このような関わりの中で、「戦なきことを願う」はずの仏教徒である叔父が、戦没者を英霊と讃えて戦死を讃美する被告靖國神社に祀られている事態に終止符を打つべく、原告釋氏は、2005（平成17）年6月24日、同被告に「霊璽簿記載取り消し要望の件」と題した文書を提出し、叔父である叔父美胤の合祀を取り消すよう要望した。

しかし、被告靖國神社宮司は、これを拒否した（甲B6号証・御祭神調査の件（回答）、甲B7号証・霊璽簿記載取り消し要望の件）。

原告釋氏は、叔父美胤が軍服を喜んで着ていたとは決して思えない。叔父美胤がこれ以上被告靖國神社に祀られ続けるのは、同人にとって本意ではないと同時に、同人を偲び、敬愛追慕する遺族の原告釋氏にとっても大きな苦痛である。原告釋氏は、被告靖國神社の春秋例大祭の度にその感を深くする。叔父美胤と自分がこのような形で愚弄され、侮辱され続けることは、人格を深く傷つけられ、到底耐えられない。

## 7 真宗大谷派教団に属する者として

原告釋氏の考えでは、戦没者の実態は、無謀な戦争の被害者でありまた加害者でもある。自然死ではない、飢餓や病死を含む悲惨な死を迎えさせられた戦没者について、その死の実態を隠し、死を栄光と思わせる被告靖國神社という装置は犯罪的ですらある。戦死・戦病死は決して自然死ではない。国の誤った政策により殺されたのである。同時に、一庶民が、殺す必然性のまったくない他民族を殺すことができるまでに、被告国と被告靖國神社が、人間としての魂を奪い取ったのである。

原告釋氏は、その陳述書に次のように書いている（甲B1号証・釋氏陳述書5項）。

「『死はいかなる意味でも賛美されてはならない』

靖國神社は戦死者を称えます。見習うべき死と教えます。殺し殺される兵士となることによって、誰が利益を被るといえるのでしょうか。最愛の人を失った悲しみをぶつける相手を見失わせ、死を栄光と思わせる靖國神社は、無謀な戦争の被害者であり、加害者でもあったという歴史事実の隠蔽という意味に於いて、犯罪的ですらあります。戦死は自然死ではありません。国の誤った政策による被害者であります。一庶民が、殺す必然性のない他民族を殺す事が出来るまでに、人間の魂を奪い取られたと聞きます。そして殺されれば、あろうことか戦後になってなお、侵略と認めない靖國神社に、アジア諸国民からの批判があるにもかかわらず合祀し、総理から『敬意と感謝を捧げられる』存在として、戦没者を国が再利用するとは、遺族を愚弄するにも程があると云わざるをえません。それとも『あの戦争は聖戦などではなく、侵略戦争でした』と被害者に対し、国を代表し謝罪に行ったとでも云うのでしょうか。」

真宗大谷派教団では、戦前は国策に準じ、宗祖の教えにあらざることをいい、戦争遂行に加担してきた。それ故にこそ、教団は戦後の歩みの中で、戦争責任と戦後責任の問題を、今も背負い悩みながら歩み続けている。教団にとって欠けていたのは、宗祖の心を深くいただいていく情熱であった。これを欠き、時代に流され不断の努力を怠っていたと教団では認識している。真宗大谷派教団に属する住職として、その痛みと苦しみを我がものとしようとする原告釋氏の思いが、この提訴を促し支えている。

「1995年（平成3年）の第25回大谷派宗議会及び参議会の本会議において「不戦決議」が可決され、宗門が犯した罪責を検証し、これらの惨事を未然に防止

する努力を惜しまない事を決意し、「不戦の誓い」を表明いたしました。

その後平和を脅かす様々な出来事に対し、国内はもとより、世界の国々に対しても、世にある仏教教団としてメッセージを発してきました。そのメッセージの心に真宗仏教徒として生きてく念じております。佛陀の願われた心を生きんとする仏教徒として生きたいのです。」（甲B1号証・釋氏陳述書6項）

原告釋氏は、宗議會議員として真宗大谷派教団が「不戦の誓い」を表明することに主体的に関わり、以来10年余、真宗大谷派教団が積極的に不戦のメッセージを国内外に発してきた、その心に真宗仏教徒として生きたいと思ってきた。メッセージの趣旨は、原告の所属する大谷派などで結成している真宗教団連合が首相の参拝について毎年抗議文を発信していることなどで、被告靖國神社にも届いているはずである（甲B8号証の1～8）。

しかし、被告靖國神社は、原告釋氏の亡叔父の一方的合祀を止めようともせず、このことによって、原告釋氏は著しい精神的苦痛を被っている。

以 上